



Fellow's Report

令和4年

《1月号》

＝ものづくりの仲間から＝

改正法令に基づく「墜落制止用器具」の完全施行

平成31年1月25日に改正・告示された「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号。以下「新規格」）の旧規格からの経過措置が令和4年1月1日に期限を迎えました。

令和4年1月2日以降は、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合で、作業床、手すり等を設けることが困難なときは、従来の胴ベルト型安全帯は使用できません。必ず新規格に適合したフルハーネス型墜落制止用器具を使用してください。

また、ブーム式高所作業車の上で作業する場合も新規格に適合したフルハーネス型墜落制止用器具の使用が必要です。

※高さ6.75mより低い場所でフルハーネス型墜落制止用器具を使用し、墜落すると地面に到着してしまうおそれがある場合は、新規格の胴ベルト型墜落制止用器具を使用できます。

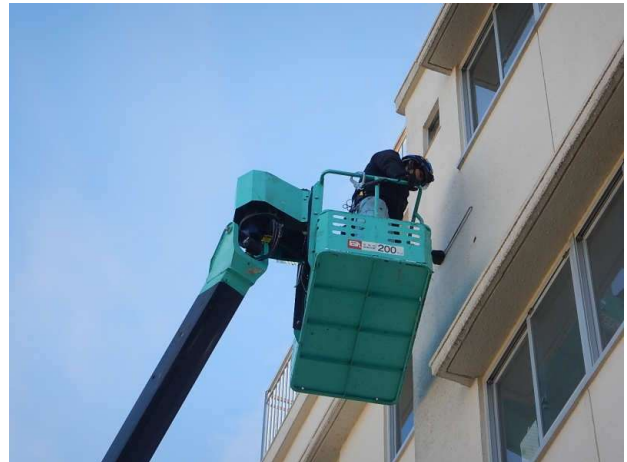
ただし、厚生労働省のガイドラインでは、一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されています。

[該当事例]

①足場組立解体作業

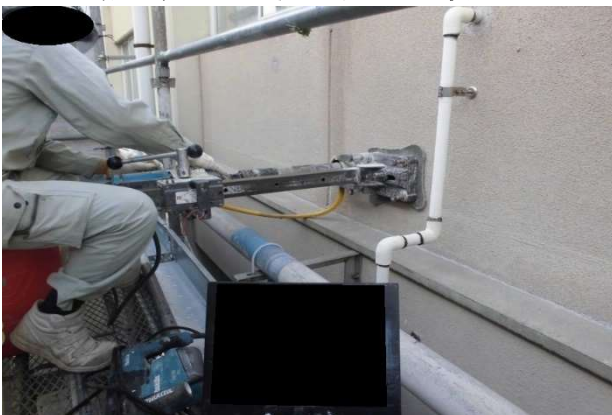


②ブーム式高所作業車での作業



③外壁のコア抜き作業

※足場の中さんが取り外された状態



④外部足場から身を乗り出しての作業

※手すりなどがあっても該当



⑤高架水槽廻りでの作業

※手すり等がない状態



⑥パラペットが低い屋上での作業

※親綱を張って安全対策



⑦1階搬入口から地下1階へ機器を搬入する作業



※地上での作業でも、搬入口開口部廻りは、作業床レベルと地下1階床レベルの差が 4.7mあり、2m以上なので該当します。

【ショックアブソーバー付フルハーネス型墜落制止用器具とは】

- ① 肩や腿（もも）、胸などの複数のベルトで構成され、これによって身体が墜落制止用器具から抜け出すことや、胸部・腹部を過大に圧迫するリスクを低減します。
- ② 宙つり状態でも身体の重心位置（腰部付近）より頭部側にD環を維持するため、着用者の姿勢が「逆さま姿勢」になることを防止する機能があります。従来の胴ベルト型は、D環の位置によっては、「逆さま姿勢」になります。
- ③ ショックアブソーバーとは、墜落阻止時に発生する衝撃荷重を大幅に低減するためのものです。これにより、ランヤードに作用する軸力が小さくなるため、墜落制止用器具の取付設備に作用する荷重が小さくなるほか、鋭利な角部等に接触した際に生じる 摩擦力を小さくできるため、ショックアブソーバー機能を備えていないランヤードに比べ、ランヤードの切断リスクを低減する効果があります。